

## 自死遺児救済援護事業のお知らせ

大分県青少年育成県民会議では、大分県の補助を受け、自死遺児（自死により親を失った児童生徒）を対象に入学・卒業祝、修学旅行助成等の援護活動を行っています。

### 1 対象は県内に居住し、県内の小・中学校に通学する自死遺児です

小・中学校には、支援学校の小・中学部を含みます。大分県内に居住していても、県外の学校に通学している人は対象にはなりません。

### 2 亡くなった親の性別等に関係なく、支援が受けられます

亡くなった親が、生計を担う者であったかどうかは問いません。  
ただし、親の再婚や養子縁組等により新たに両親を得た人は除きます。

### 3 申請は、直接、大分県青少年育成県民会議へ

申請は遺児の保護者が行ってください。

申請方法や提出書類などに関することは、直接、大分県青少年育成県民会議へお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

大分県青少年育成県民会議

大分市大手町3-1-1

大分県生活環境部生活環境企画課青少年育成班内

TEL 097-506-3075